

災害発生時等における用地調査等の応急対策業務に関する協定

秋田県建設部長（以下「甲」という。）と一般社団法人日本補償コンサルタント協会東北支部秋田県部会会長（以下「乙」という。）とは、秋田県内において地震、津波、豪雪、豪雨その他の異常な自然現象及び大規模な事故等による災害が発生した場合（以下「災害発生時等」という。）の用地調査等の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が応急対策業務を実施するにあたり、乙に応援を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（応急対策業務の応援要請）

第2条 甲は、災害発生時等の応急対策業務を実施するにあたり、応援が必要と認めた場合は、乙に要請するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請があった場合は、特段の理由がない限り、承諾するものとする。

（応急対策業務の内容）

第3条 甲が乙に対し応援を要請する応急対策業務の内容は、「補償コンサルタント登録規程」（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）第2条に定める「補償業務」のうち、別表に定める業務とする。

（応急対策業務の実施手続）

第4条 乙は、応急対策業務を速やかに実施するため、あらかじめ応急対策業務の実施体制を整備し、甲に報告するものとする。

2 甲は、応急対策業務への応援が必要と認めたときは、乙に対し、乙の会員から応急対策業務を実施する者（以下「応急業務実施者」という。）を選定し、応急業務実施者へ依頼するよう要請するものとする。

3 前項に定める応援依頼を承諾した応急業務実施者は、甲の指示により速やかに応急対策業務に着手するものとする。

（応急対策業務の費用負担）

第5条 応急対策業務の実施に要する費用は、甲の負担とする。

（応急対策業務に係る委託契約の締結）

第6条 甲は、応急業務実施者と応急対策業務の内容に応じた委託契約を締結するものとする。



(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から令和6年3月31日までとする。ただし、期間満了の一箇月前までに甲又は乙いずれからも申し出がないときは、引き続き同一内容で1年間継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

2 この協定は、甲又は乙いずれかの申し出により廃止することができる。この場合の申し出は、廃止する期日の1箇月前までに行うものとする。

(応急対策業務に係る損害の負担)

第8条 応急対策業務の実施に伴い、応急業務実施者がその責めに帰さない事由により第三者に損害を及ぼした場合又は応急業務実施者の技術者等に損害が生じた場合には、乙は、その事実の発生後遅滞なく書面により甲に報告し、その対応について甲乙協議して定めるものとする。

(応急対策業務に係る災害補償)

第9条 応急業務実施者が当該業務に従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、応援業務実施者の責任において行うものとする。

(その他)

第10条 この協定に疑義が生じたとき、又は定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和5年3月28日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
秋田県建設部長

田中倫美



乙 秋田県秋田市山王六丁目1番13号
一般社団法人日本補償コンサルタント協会
東北支部秋田県部会 会長

池田昌憲



別表

業務名	業務内容
1. 土地調査	応急対策業務の実施に伴い工事用地等として必要となる土地の登記記録、地図及び権利者等の調査業務。
2. 物件等調査算定	応急対策業務の実施に伴い支障となる建物、工作物、立木等に関する調査、補償金の算定及び補償説明業務。
3. 機械工作物調査算定	応急対策業務の実施に伴い支障となる機械工作物に関する調査、補償金の算定及び補償説明業務。
4. 営業補償調査算定	応急対策業務の実施に伴い営業休止等が生じる場合の営業調査、補償金の算定及び補償説明業務。
5. 特殊補償調査算定	応急対策業務の実施に伴い漁業権等の消滅又は制限が生じる場合の調査、補償金の算定及び補償説明業務。
6. 事業損失調査算定	応急対策業務の実施に伴い工事に起因した地盤変動等による損害等が生じる場合の調査、費用負担の算定及び費用負担説明業務。
7. その他調査算定	上記1～6のほか、応急対策業務の実施に伴い調査や補償金の算定等が特に必要な業務。